



空き店舗を活用した新規事業を応援します！

【補助対象事業】

空き店舗を活用して営利を目的とする事業を新規に開始する事業に対し、補助金を交付します。
※ただし、主として管理事務のみを行う事務所等を開所するものを除きます。

【補助対象経費】

経費区分	経費の内訳	補助金額	補助率
物件改装費	内装工事、外装工事、給排水設備工事、サイン工事および電気工事等に要する経費	店舗（延べ床）面積 ①200㎡以上 ②50～200㎡未満 ③50㎡未満	1/2 以内
設備導入費	エアコン、厨房内機器など		
広報費	広告宣伝費、パンフレット等印刷費、その他類する費用		
			①100万円 ②50万円 ③25万円
			①50万円 ②25万円 ③12.5万円
			①50万円 ②25万円 ③12.5万円

【事業採択に関わる要件】

- ①市内の市街化区域または隣接する区域にある店舗であること
- ②過去に商業施設として利用されていたが1ヶ月以上使用していない店舗であること
- ③事業実施者に市税等の滞納がないこと
- ④開業までに必要な許認可を取得または取得する見込みがあること
- ⑤空き店舗を所有する者同一または2親等以内の親族でないこと
- ⑥空き店舗の経営者であった者でないこと
- ⑦出店区域内の既存店舗の閉鎖を伴う移転でないこと
- ⑧週5日以上（1日あたり6時間以上の営業）かつ通年の営業であること
- ⑨店舗は正午12時以前に営業を開始すること
- ⑩風営法第2条第1項、5項、11項、13項に該当しない業種であること
- ⑪茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第2条第3号に該当しない業種であること
- ⑫暴力団の構成員、もしくはその関係者またはその利益となる活動を行う者でないこと

●事業開始期間：交付決定後（2021年11月）～2022年3月15日まで

●採択の流れ 募集 → 書類審査(10月) → 審査結果通知、交付決定(11月中頃) → 事業開始

●事業計画の採択及び補助金額は、審査会等で決定します

●申請前に必ず企業港湾商工課まで事前相談くださいますようお願いいたします

募集期間：**2021年10月15日**

※詳細は、神栖市商店会等活性化事業補助金交付要項をご覧ください。
市ホームページから、要項、事業計画書様式等はダウンロードできます。

○受け場所及びお問合せ先

神栖市溝口4991-5 市役所分庁舎1階

神栖市産業経済部企業港湾商工課

TEL:0299(90)1182 FAX:0299(90)1226

E-mail: kigyokowan@city.kamisui.baraki.jp